

訪問看護〔介護予防訪問看護〕の運営規程

訪問看護ステーション ころのかて

（事業の目的）

第1条 この規程は、合同会社心の糧が開設する訪問看護ステーションころのかて（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態にある利用者に対し療養の支援を行い、心身の機能維持、回復を目指すことにより可能な限りその能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、医療保険各法及び介護保険法の趣旨に従って指定訪問看護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- （1） 指定訪問看護等は、利用者の要介護状態または、要支援状態の軽減及び悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し利用者の意思及び人格を尊重して計画的に行うものとする。
- （2） 利用者に提供する指定訪問看護等の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。評価については、第三者による評価を受けるよう努める。
- （3） 指定訪問看護等の提供にあたっては、利用者の主治医との密接な連携及び、訪問看護計画、予防介護訪問看護計画に基づき、要介護者の心身機能の維持、回復を図り、要支援者に対しては要介護状態とならないようできるだけ長く自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の有する能力を最大限活用できるように、妥当適切に行うものとする。
- （4） 指定訪問看護等の提供にあたっては、懇切丁寧、利用者の立場に立ったサービスの提供を旨とし、利用者またはその家族との、コミュニケーションを密に行い、利用者の有する能力を最大限活用できるよう療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導、または説明を行うこと。
- （5） 指定訪問看護等の提供にあたっては、医学の進歩に対し、適切な看護技術をもって行うものとする。
- （6） 指定訪問看護等の提供にあたっては、常に利用者の病状心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談、助言を行う。
- （7） 指定訪問看護等の提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 訪問看護ステーションころのかて
- （2） 所在地 沖縄市比屋根6丁目10-11メゾンかりゆし 101号

(事業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1名

事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：看護師または准看護師 常勤換算 2.5人以上（うち1名は常勤職員）

看護師、准看護師は指定訪問看護等の提供に当たる。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成する（作成は准看護師除く）。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は必要に応じて雇用し在宅におけるリハビリ担当として配置する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

(3) 訪問看護提供時間 午前9時から午後5時まで

(4) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の提供方法)

第6条 指定訪問看護等の提供方法は次の通りとする。

(1) 指定訪問看護等の開始については、主治医の訪問看護指示書または介護予防訪問看護指示書の交付を受け、訪問看護を提供し、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書または予防介護訪問看護報告書を作成し主治医に提出し、密接な連携を図るものとする。

(2) 指定訪問看護等の実施者は、介護保険利用者にあつては居宅介護支援事業所または地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（介護予防サービス計画書）、利用者とその家族の希望、主治医の指示書、及び看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書または予防介護訪問看護計画書を作成して利用者に説明し、同意を得たうえで交付し実施するものとする。（計画書作成に関しては准看護師は除く。）

(3) 利用希望者に主治医が居ない場合は、ステーションから各医師会などに主治医の選定及び調整を依頼する。

(4) 指定訪問看護等実施者は、訪問看護等提供の開始時から、期間が終了するまでに1回は、実施状況の把握（以下この条において「モニターリング」という。）を行いその結果を踏まえ、訪問看護または、介護予防訪問看護報告書を作成し、主治医、各関係事業所に提出する。計画に変更がある場合は、その都度主治医及び関係事業所に提出する。

(指定訪問看護等の内容)

第7条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害、日常生活の状態や療養環境の観察とアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活、社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症、精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談、指導
- (8) 日常生活用具の選択、使用方法の訓練
- (9) 住宅改修の相談、指導
- (10) カテーテル等の管理
- (11) その他医師の指示による医療処置及び検査等の介助

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額とする。

2. 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、不要とする。
3. ご遺体のケア料は、5000円とする。
4. 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沖縄市、うるま市、北中城村、中城村、北谷町、宜野湾市、嘉手納町とし、その他の地域は相談に応ずる。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講ずる。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2. 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する（会議はオンライン、テレビ電話等を活用可能）とともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。（年2回）
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第13条 利用者又はその家族等からの苦情窓口を設置し、指定訪問看護等の提供に係る苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。

2. 苦情の内容等は記録に残し、2年間保存する。

(記録の整備)

第14条 指定訪問看護等事業者は、従業者、整備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2. 指定訪問看護等事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 一 指定訪問看護等事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。（主治の医師による指示の文書）
- 二 訪問看護等計画書
- 三 訪問看護等報告書
- 四 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 五 市町村への通知に係る記録
- 六 苦情の内容の記録
- 七 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は社会的使命を十分認識し従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2. 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため漏らすことないよう、必要な措置を講ずる。
3. この規程の事項の他、運営に関する重要事項は、合同会社心の糧と訪問看護ステーションこ

ころのかて管理者との協議に基づいて、定めるものとする。

附則

この規程は、H26年4月1日運用を施行する。

平成 2 6 年 5 月 1 2 日一部改正	令和 1 年 5 月 1 0 日一部改正
平成 2 6 年 8 月 1 日 一部改正	令和 1 年 7 月 1 1 日一部改正
平成 2 7 年 9 月 1 4 日一部改正	令和 1 年 7 月 1 8 日一部改正
平成 2 9 年 5 月 1 日一部改正	令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
令和 2 年 6 月 1 日一部改正	令和 3 年 2 月 1 日 一部改正
令和 4 年 1 月 1 日一部改正	令和 4 年 9 月 2 1 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正	令和 6 年 8 月 1 日一部改正